

様式第2(第4条関係)

岩倉市緊急通報システム設置事業利用承諾書

私は、岩倉市緊急通報システムを利用するに当たり、下記の事項について承諾します。

記

- 1 岩倉市緊急通報システム設置事業の実施に当たり必要があるときは、地域包括支援センター、岩倉市民生委員児童委員協議会及び搬送先医療機関へ個人情報を提供すること。
- 2 緊急通報システムの設置時及び緊急通報システムからの通報時に訪問した場合において、必要な範囲で敷地又は住居に立ち入ること。
- 3 緊急通報システムの事業に伴う事故及び損害(緊急時に住居のドア、鍵等を壊して安否確認に立ち入る場合を含む。)については、岩倉市の重大な過失によるものを除き、岩倉市はその責を負わないこと。
- 4 固定電話に設置する緊急通報装置本体、受信機(本体内蔵を含む。)及びペンダント(以下「機器」という。)又は緊急通報センターへの短縮ダイヤルを設定した携帯電話は、取付時又は設定時の状態を変更することなく、緊急時の通報に支障のないよう使用すること。
- 5 固定電話に設定する機器を利用する場合は、機器の改造、譲渡、転貸、紛失、廃棄など、自己の責任に帰すべき理由によりその使用が継続できない場合、使用回復に必要な実費を全額賠償すること。
- 6 固定電話に設定する機器を利用する場合は、機器の動作保障されている電話回線(NTTアナログ回線)以外での使用に当たっては、停電又は回線が不安定となった場合、緊急通報に支障が生じることを理解した上で、自己の責任において使用すること。また、動作保障されている電話回線以外の使用を起因として生じる直接的又は間接的ないかなる問題についても、岩倉市及び岩倉市と契約する委託事業者に対して、一切の責任を問わないことに同意すること。
- 7 携帯電話を利用する場合は、緊急通報センターへの短縮ダイヤルは居宅でのみ利用することとし、居宅以外の場所では利用しないこと。
- 8 定められた費用負担額を遅滞なく納入すること。
- 9 緊急通報システムを必要としなくなったときは、速やかに岩倉市に届け出ること。

年 月 日

岩倉市長 殿

住所
氏名

様式第4(第5条関係)

年 月 日

岩倉市長 殿

利用者住所

氏名

電話

岩倉市緊急通報システム設置事業用機器借用書

岩倉市緊急通報システム設置事業を利用するに当たり、下記の物品を借り受けます。

記

1 借受物品 緊急通報用機器 一式

緊急通報システムデータ管理表

ID番号			登録日	年 月 日	設置日	年 月 日	担当	
個人情報	ふりがな		生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女	電話番号	
	氏名				血液型			
	住所	〒 岩倉市					目標物	
	健康状態		疾病1		疾病2			
医療機関名			主治医氏名					
親族等 連絡先	ふりがな		関係		性別	男 ・ 女	電話番号	
	氏名							
	住所	〒						
協力員1	ふりがな		関係		性別	男 ・ 女	電話番号	
	氏名							
	住所	〒						
協力員2	ふりがな		関係		性別	男 ・ 女	電話番号	
	氏名							
	住所	〒						
協力員3	ふりがな		関係		性別	男 ・ 女	電話番号	
	氏名							
	住所	〒						
民生委員	ふりがな		関係		性別	男 ・ 女	電話番号	
	氏名							
	住所	〒						
ケアマネ ジャー	ふりがな		関係		性別	男 ・ 女	電話番号	
	氏名							
	住所	〒						
備考								